

規制の事前評価書

法令案の名称： 下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案
規制の名称： 中小企業の取引の適正化のための措置（下請代金支払遅延等防止法の一部改正）
規制の区分： ☐新設 ☒拡充 ☐緩和 ☐廃止
担当部局： 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課
評価実施時期： 令和7年3月

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

- ・中小企業の取引の適正化を図るため、下請事業者その他の用語を中小受託事業者等に改めるとともに、従業員数の大小による規制対象となる事業者の範囲の拡大、製造等の目的物の運送委託の規制対象取引への追加、協議を適切に行わない代金額の決定の禁止、手形による代金支払の禁止等を行うほか、振興事業計画における支援対象への運送委託に係る事業者の追加等を行う。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- ・近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、中小企業等による価格転嫁の円滑化が課題となっている中、公正取引に係る規制強化により価格転嫁を促す観点で、親事業者による一方的な価格決定への対応、荷主や実質的に規模が大きい事業者から不利益を被る中小事業者の保護が課題となっている。さらに、政府として手形廃止への取組を推進する方針を掲げ、民間も呼応する動きがある中で、もはや「正常な商慣習」とはいえない手形を規制すべき必要性が高まっている等、これまで想定されなかった状況に対処し、下請事業者の利益保護を更に図る必要がある。

<必要となる規制新設・拡充の内容>

- ・下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）は、事業者の資本金の額及び取引の内容により「親事業者」及び「下請事業者」を定義した上で、親事業者の不当な行為を規制することを通じて、下請取引の適正化を図るものである。本法律案では、下請法について以下の措置を講ずる。

（1）親事業者の遵守事項の追加

- ・代金の支払手段について、手形を交付すること並びに金銭及び手形以外の支払手段であって支払期日までに当該代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるものを使用することを禁止する。
- ・下請事業者に対し、協議を適切に行わず一方的に代金の額を決定して不当に利益を害することを禁止する。

（2）親事業者の範囲の拡大

- ・製造等の目的物たる物品の運送の委託等を行う事業者を、親事業者として規制対象に追加する。
- ・従業員数が一定以上の事業者を、親事業者として規制対象に追加する。

【新設・拡充】

<その他の規制手段の検討状況>

☒ 検討した ☐ 検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由）

（１）親事業者の遵守事項の追加

・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）は、「正常な商慣習に照らして不当に」、「取引の相手方に対して取引の対価の支払を遅らせ、若しくはその額を減じ、その他取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること」等を禁止しており、（１）の措置によって下請法の違反行為類型に追加される行為を既に規制対象としている。したがって、独占禁止法上の執行強化等による対処も考えられるが、独占禁止法違反事件審査には多大な時間が必要となるところ、簡易迅速な原状回復の観点から、下請法による対処がより適切であるため、（１）の措置が必要である。

（２）親事業者の範囲の拡大

・独占禁止法は、規制の対象となる事業者を取引の内容や資本金の額によって限定しておらず、（２）の措置によって下請法の規制対象に追加される事業者を既に規制対象として包含している。したがって、独占禁止法の執行強化等による対処も考えられるが、独占禁止法違反事件審査には多大な時間が必要となるところ、簡易迅速な原状回復の観点から、下請法による対処がより適切であるため、（２）の措置が必要である。

<その他非規制手段の検討状況>

☐ 非規制手段を全く導入しておらず、今回初めて検討した

☐ 非規制手段を全く導入しておらず、今回も検討しなかった

☐ 非規制手段を既に導入しているが、別途の非規制手段も検討した

☒ 非規制手段を既に導入しているため、検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容）

- ・公正取引委員会は、取引の公正化をより一層推進する観点から、適切な価格転嫁が可能となる取引環境を整備するための調査（「令和６年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」ほか）や、荷主と物流事業者との取引の公正化に向けた調査（「令和５年度における荷主と物流事業者との取引に関する調査」ほか）を実施している。公正取引委員会は、当該調査の結果を踏まえ、独占禁止法上の問題につながるおそれがある行為が認められた発注者に注意喚起文書を送付したり、多数の取引先に対する協議を経ない取引価格の据え置き等が認められた事業者についてその事業者名を公表したりするなどの取組を講じてきたほか、こうした各種調査の結果について、関係省庁及び関係団体を通じて周知徹底を図ることにより、違反行為の未然防止に取り組んできた。
- ・公正取引委員会は、下請法の指導基準を変更し、令和６年１１月１日以降、親事業者が下請代金の支払手段として、サイトが６０日を超える長期の手形等を交付した場合、下請法の割引困難な手形の交付等に該当するおそれがあるとして、その親事業者に対し、指導する方針を公表した（令和６年４月）。これに伴い、公正取引委員会は、中小企業庁との連名で、下請法対象外の取引についても、手形等のサイトを６０日以内に短縮する、代金の支払をできる限り現金によるものとするなど、サプライチェーン全体での支払手段の適正化に努めることを、関係事業者団体に対して要請した。
- ・上記のような取組を行っても、そもそも自主的な改善を行う意識のない事業者に対しては、何らの効果も期待できず、こうした取組だけでは、当該事業者の不公正な取引によって相手方の事業者に与えられる不利益が回復されないことが懸念される。したがって、本法律案による規制の拡充を行う必要がある。

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

- ・本規制の拡充により、親事業者と下請事業者との間で行われている、不公正な取引が是正されることが予想される。
- ・中小企業庁及び公正取引委員会事務総局が令和6年度に実施した「下請取引等の実態に係るアンケート調査」によれば、現在は手形で代金を受け取っている事業者のうち、90.2%の事業者が今後手形等で代金を受け取りたくないと回答しているほか、取引先との価格交渉において実質的な交渉が行われないと回答した事業者のうち価格を引き下げられた又は据え置かれた事業者が49.1%と約半数を占めている等、下請取引上の問題が確認され、親事業者の不当な行為が下請事業者に与えている影響は大きいものと思われるため、本規制の拡充には、これらの問題を抑止する効果が期待される。
- ・下請事業者への経済的な損失は個別の事案ごとに異なるため、本規制の拡充による便益を、規制導入に先立って定量的に把握することは、現状では困難である。そのため、例えば、令和6年度に実施したものと同内容のアンケート調査を行い、価格交渉の状況、支払手段に関する設問の結果を比較することにより、事後的に本規制の拡充の影響を定量的に検証することが考えられる。

4 負担の把握

【新設・拡充】

<遵守費用>

（1）親事業者の遵守事項の追加

- ・支払手段に係る義務を実際に履行する際の事務的な費用が想定されるが、その費用については、既に行われている手続・体制の整備の程度等によるものであり、定量的な推計は困難である。ただし、本規制では、手形その他金銭以外の支払手段であって60日以内に設定した支払期日までに当該代金の額に相当する金銭と引き換えることが困難であるものの使用を禁止することについて遵守を求めるものであるところ、中小企業庁及び公正取引委員会事務総局が令和6年度に実施したアンケート調査によれば、代金の支払手段として現金が47.1%を占めており約半数が既に手形等を使用しておらず、また、アンケート調査時に手形等を利用していると答えた事業者のうち、過半数の58.4%が手形を取りやめることが可能であると回答している。また、令和8年に約束手形を廃止することが政府方針（成長戦略実行計画 令和3年6月閣議決定）となっており、当該政府方針に沿って約束手形の利用の廃止に向けた取組が進んでいることから、過大な負担にはならないものとする。
- ・また、協議を適切に行わない一方的な代金の額の決定の禁止を遵守する際の事務的な費用が想定されるが、その費用については、既に行われている手続・体制の整備の程度等によるものであり、定量的な推計は困難である。ただし、本規制で定められた遵守事項は、独占禁止法に規定する「不公正な取引方法」に該当するおそれのある行為であって、法令遵守の観点から違反しないことが既に当然に求められている性質のものであるから、親事業者にとって過大な負担にはならないものとする。

（2）親事業者の範囲の拡大

- ・新たに規制の対象となる親事業者には、前記の支払手段に係る義務等を履行するために事務的な費用が発生することが想定される。その費用については、既に行われている手続・体制の整備の程度等にもよるものであり、定量的な推計は困難であるが、前述のとおり、法令遵守の観点から違反しないことが既に当然に求められている性質のものであるから、親事業者にとって過大な負担にはならないものとする。

＜行政費用＞

（１）親事業者の遵守事項の追加

- ・この措置は、事業者による違反行為の類型を追加するものであるが、違反行為の認定に係る業務の内容には従来から変わる点がないため、新たな行政費用は発生しないと考える。

（２）親事業者の範囲の拡大

- ・この措置は、規制対象となる事業者の範囲を広げるものであるが、事業者が規制対象となるか否かを判別するために必要な情報は、従来と同様の調査方法により把握できるものであるため、新たな行政費用は発生しないと考える。

- ・なお、仮に今後、（１）及び（２）の措置に関し、人員や体制が必要となった場合、具体的な人員や体制については、本評価実施後に定量的な数値の把握が可能と考えられる。

＜その他の負担＞

該当なし

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

☒意見聴取した ☐意見聴取しなかった

＜主な意見内容と今後調整を要する論点＞

- ・現在の下請法の買いたたき規制については、通常支払われる対価の認定が難しいという課題がある。現状を改善するには、個別性が高く、市価の把握が困難な委託取引については、市価を認定せずとも、下請法で規制すべきと考える。
- ・時代の変化や DX に伴い、約束手形は廃止することが合理的である。
- ・現在、荷主と元請運送事業者との取引には、独占禁止法上の不公正な取引方法（物流特殊指定）が適用されているが、事業者にとって分かりにくく、荷主が物流特殊指定を意識する機会が少ないと感じるため、統一的下請法として対象とすることが望ましい。
- ・当初から少額の資本金の会社を設立し、実態は大企業のような会社にも下請法の親事業者としての義務を課すべきと考える。

＜関連する会合の名称、開催日＞

- ・企業取引研究会
- ・今までの開催日は以下のとおり。
 - 第１回 令和６年７月２２日
 - 第２回 令和６年９月１９日
 - 第３回 令和６年１０月７日
 - 第４回 令和６年１０月２４日
 - 第５回 令和６年１１月２６日
 - 第６回 令和６年１２月１７日

＜関連する会合の議事録の公表＞

- ・公正取引委員会及び中小企業庁の HP にて公表。

<https://www.jftc.go.jp/soshiki/kyotsukoukai/kenkyukai/kigyoutorihiki/kaisaijyokyo/index.html>
<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/index.html>

6 事後評価の実施時期

【新設・拡充・緩和・廃止】

＜見直し条項がある法令案＞

- ・本法律案では、施行後 5 年を目途として、本法律案の規定による改正後の下請法の施行の状況を勘案し、改正後の下請法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとなっている。
- ・事後評価も、本法律案の見直し条項に基づき、本法律案の施行後 5 年を目途として実施する。